



菊 監 第 32 号
令和 8 年 1 月 28 日

菊 川 市 長 長谷川 寛 彦 様

菊川市議会議長 赤 堀 博 様

菊川市教育長 赤 堀 智 生 様

菊川市監査委員 早 川 隆 弘

菊川市監査委員 織 部 ひとみ

令和 7 年度 財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり報告する。

目 次

第1	監査期間	1
第2	監査会場	1
第3	対象と区分	1
第4	監査事項	1
第5	監査方法	1
第6	総括的所見	1
第7	団体毎の監査結果と所見	
(1)	社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会	2
(2)	菊川市茶業協会	4
(3)	菊川市スポーツ協会グループ	6
(4)	ふじのくにアウトドア 企業組合	8

(注記)

- 1 文中の金額は原則として千円単位で表示し、いずれも単位未満は四捨五入とした。このため、合計金額が一致しない場合がある。
- 2 符号の用法は次のとおりである。
「△」…減または赤字を示す
- 3 各団体決算状況における増減内容の金額は、対前年度増減額である。

令和7年度 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査期間

令和7年10月1日(水)～10月6日(月)

第2 監査会場

各団体事務局会議室と菊川市役所本庁舎4階第1委員会室

第3 対象と区分

- (1) 社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会（補助金交付団体）
- (2) 菊川市茶業協会（負担金交付団体）
- (3) 菊川市スポーツ協会グループ
（市体育館及び市体育施設を付帯する都市公園等指定管理者）
- (4) ふじのくにアウトドア 企業組合（野外宿泊施設指定管理者）

第4 監査事項

地方自治法第199条第7項の規定により、「市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの」また、「市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの」について、公金及び公の施設の管理に係る事務が適正に執行されているかについて監査する。

第5 監査方法

令和6年度事業報告書及び決算書に基づき、出納及びその他の事務事業の執行状況について、必要な資料の提出を求め、それぞれの責任者及び担当者から経理等について聴取するとともに、関係書類の抽出検査を行った。

第6 総括的所見

財政援助団体等に対する財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、法令等に沿って適正に行われているものと認められた。

なお、監査実施時に指摘した事項等については、必要に応じて所要の改善措置を講じるようお願いしたい。

所管課においては、財政援助団体及び指定管理者の経営状態を的確に把握するとともに、補助金・交付金・負担金の目的に沿った事業執行がなされるよう、適切な管理監督と事業運営指導に努められたい。

第7 団体毎の監査結果と所見

(1) 社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会

ア 補助金等の名称、交付要綱

社会福祉法人菊川市社会福祉協議会補助金（法人運営費）

社会福祉法人菊川市社会福祉協議会補助金要綱

イ 令和6年度決算

事業活動収入計	252,151,532円
（内市補助金額	50,509,710円）
事業活動支出計	267,428,403円
差引残額	△15,276,871円

ウ 団体概要

菊川市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な組織として、自治体や目的を一にする様々な活動主体と協働し、地域共存社会の考え方に立った住民主体の地域福祉活動の活性化に努めている。また、「誰もが安心していきいき暮らせるまち」を基本理念に掲げ、多様な福祉ニーズや制度の狭間にある福祉課題等の解決に向けた取り組みを行っている。職員総数（令和7年3月31日現在）は38名（正規職員16名、嘱託職員12名、非常勤職員10名）である。

エ 補助金

令和6年度の市の補助金総額は50,510千円で、その中から法人運営事業の47,318千円が監査対象事業となった。また、その他の補助事業として、地域福祉活動推進事業1,722千円、福祉総合相談事業1,200千円、ボランティア団体活動推進事業270千円を交付している。

オ 事業内容

「法人運営事業」は職員の人件費及び事務費、「地域福祉活動事業」は福祉団体への助成金支給、障がい者などへの地域福祉の活動支援等、「福祉総合相談事業」は心配ごと相談・結婚相談の相談員報酬や費用弁償等、「ボランティア団体活動事業」は手話通訳者団体への活動支援事業である。

会務の運営として理事会及び評議員会をそれぞれ3回開催し、会計監査は決算監査を5月に、月例会計監査を毎月実施している。

法人運営事業では、法人としての経営管理が重要となるため、事業全体の管理や正確な事業執行が把握できる体制整備と将来的に安定した組織強化に努めた。

地域福祉活動サービス事業では、福祉のまちづくりを基本とした事業を実施

するため、職員が積極的に地域へ出向き、各地区センターを拠点として地域住民と一緒にその地域を考える小地域福祉活動を展開した。また、地域の様々な問題やニーズに対応し、地域住民や社会福祉事業者と共に地域福祉の推進・充実に努めた。

福祉総合相談事業では、複雑かつ多様化する福祉ニーズに応じた総合的な相談事業を実施し、来所及び電話相談の受付や必要に応じて関係機関との連携を図り、継続的な支援を行った。

ボランティア団体活動推進事業では、手話通訳者の養成・研修の実施、一般住民への啓発、手話通訳ボランティアの登録、需要調整、相談受付などの支援を行った。

その他の事業となる在宅福祉事業では、長寿介護課や包括支援センターと連携し、プラザけやき及び東部ふれあいプラザにおいて一般高齢者通所型介護予防事業を実施した。

介護保険サービス事業及び障害者総合支援法事業では、居宅介護支援事業、通所介護事業及び共生型生活支援事業などの介護サービス事業を実施した。なお、通所介護事業及び共生型生活支援事業については、令和6年度で終了となった。

児童館事業では、菊川児童館及び小笠児童館を運営し、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び、生活の援助、子育て支援を行い、子どもの心身の育成に努めた。

子育て支援センター事業では、子育て親子の交流促進と場の提供と、子育てに関する相談及び講習などを通して子育ての支援を行った。

広報事業では、広報紙の毎月発行による広報活動や各種事業の啓発活動などを行った。

カ 所見

補助金に係る出納その他の事務の執行は、法令等に沿って適正に行われているものと認められ、事業報告書も分かりやすく整理されており、補助目的に即した事業執行がなされていることが確認できた。

地域福祉の推進にあたっては、地域の特性を考慮した多様な福祉ニーズや制度の狭間にある福祉問題を的確に捉え、高齢者から子どもまで様々な世代が直面する生活課題に対する的確なサービスの提供が求められている。

今後の福祉活動を見据える中で、補助事業の成果と課題を定期的に検証し、効果的・効率的な事業を展開するとともに、安定的な協議会運営に向けた取組の継続と人材育成・確保に努め、市民との協働による「地域の福祉力」の更なる強化に取り組まれない。

(2) 菊川市茶業協会

ア 補助金等の名称及び助成要綱

菊川市茶業協会負担金

菊川市茶業協会規約（第13条別表2：菊川市茶業協会分担金内訳）

イ 令和6年度決算

歳入決算 23,957,731円

（内市負担金額 8,541,681円）

歳出決算 18,618,053円

差引残高 5,339,678円

ウ 団体概要

「菊川市茶業協会」は、市の基幹産業である菊川茶の名声を高めるため、市内茶業関係団体が互いに連絡協調し、茶の宣伝及び消費拡大事業等を実践し、市の茶業の安定及び発展を図ることを目的に設立されている。職員総数（令和7年3月31日現在）は3名（協会職員2名、市派遣職員1名）である。

エ 負担金（分担金）

令和6年度の市負担金は8,542千円で、内訳は事業費分3,000千円、職員2名の人件費分5,542千円である。なお、令和6年度は、市から職員1名を派遣している。

茶業協会規約に定める事業費の市分担金額は4,000千円であるが、茶業関係団体との協議のうえ茶業協会役員会に諮り、令和6年度から令和8年度の3ヶ年については、75%の3,000千円とした。なお、茶業協会の分担金収入全体では12,906千円（事業費分7,365千円、人件費分5,542千円）となっている。

オ 事業内容

菊川市茶業協会は、本市の基幹産業である菊川茶の名声を高めるため、市内茶業関係団体が互いに連絡強調し、本市の茶業の安定及び発展を図ることを目的とした各種事業を実施している。

消費拡大対策事業としては、ノベルティグッズなどの啓発物によるPR事業、市内・県内及び県外における各種イベントへの参加及び地理的表示（GI）保護制度関連イベントへの出展などを通じたPR事業を実施した。

茶普及・文化事業としては、茶祖栄西禅師並びに茶業先覚者供養祭の実施や市内小中学校・幼稚園等への飲み茶提供、おいしいお茶の淹れ方教室、第13回T-1グランプリ in 菊川、茶交流促進事業（グリーンツーリズム事業）などの事業を実施した。

広告宣伝事業では、「深蒸し茶発祥の地菊川市」のPRサインなどの屋外広

告物及びテレビ・ラジオ・新聞広告・SNSなどを活用した啓発事業などを幅広く展開している。

カ 所見

負担金に係る出納その他の事務の執行は、法令等に沿って適正に行われており、目的に即した事業執行がなされているものと認められた。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を受け、令和6年度は継続事業及び新規事業が数多く実施されている。

茶業協会は、茶の宣伝及び消費活動事業等における市茶業関係団体の中心であり、今後もその役割を果たしていくことが求められている。

引き続き、菊川茶の消費拡大・普及や茶文化の振興に向けた取組を進めるとともに、事業の効果を十分に検証し、関係機関・団体と密接に連携して菊川茶の発展に繋げていかれることを期待したい。

(3) 菊川市スポーツ協会グループ

ア 指定管理に関する協定

菊川市体育館、体育施設を付帯する都市公園等の管理運営に関する協定書

イ 令和6年度決算

収入合計	89,607,187円
(指定管理料	77,005,000円)
支出合計	93,546,912円
収支差額	△3,939,725円

ウ 団体概要

指定管理者の「菊川市スポーツ協会グループ」は、代表の「特定非営利活動法人菊川市スポーツ協会」と「株式会社オーチャー」により構成されている。

菊川市スポーツ協会は、スポーツ少年団本部、総合型地域スポーツクラブ「アプロス菊川」を含む19の競技団体に組織され、市のスポーツ振興を推進する組織として、市民の体力及び競技力の向上と健康増進に大きな役割を果たしている。

なお、「株式会社オーチャー」は、官公庁をはじめとする施設の維持管理や環境整備を主たる事業としており、平成19年度から和田公園コミュニティプールの管理業務を受託している。

エ 指定管理料

指定管理者として2期目最終年の5年目である。(1期：平成27年度から令和元年度までの5年間、2期：令和2年度から令和6年度までの5年間)

2期目の指定管理料総額は385,025千円である。

オ 事業内容

菊川市スポーツ協会グループとして菊川市体育館3施設および菊川市体育施設を付帯する都市公園等7施設の指定管理事業を受託している。

令和6年度は、自主事業の菊川Cityマラソン大会、スポーツ教室(12教室)、和田公園コミュニティプールの開園(31日間)、スポーツ少年団の結団式・研修会・交流会など、市民が気軽に参加できるスポーツイベント・スポーツ教室の開催や各スポーツ競技団体やスポーツ少年団への活動支援を積極的に展開した。

菊川Cityマラソン大会は、市観光協会等と連携し、物産展出店によるイベントとして開催することができ、今後も冬の恒例行事イベントとなるような運営を目指している。また、菊川市スポーツ協会の市受託事業である静岡県市町対抗駅伝競走大会では、市の部で過去最高順位の第9位となり、初の入賞となった。

施設の維持管理については、誰もが安全・安心に利用できるよう、施設・器具等の点検・整備を徹底し、市民が気軽にスポーツに親しむことのできる環境整備に努めている。

収支の状況は、体育施設利用料収入が前年度比 0.6%減の 7,571 千円、事業費収入が前年度比 16.6%増の 4,181 千円となり、収入合計は前年度比 0.6%増の 89,607 千円となった。支出の状況は、管理費が増加するなかで事業費の削減に努めたことにより、支出合計は前年度比 0.03%減の 93,547 千円となったが、収支差額は 3,940 千円の赤字であった。

カ 所見

指定管理料に係る出納その他の事務の執行は、法令等に沿って適正に行われているものと認められた。事業報告書も詳細かつ簡潔に整理されており、協定内容に即した事業執行がなされていた。また、所管課との間で月次・四半期・年間報告会を行い、連絡を密に行っていることが確認できた。

菊川市スポーツ協会グループは、市民の体力向上と健康増進をサポートするため、市のスポーツ振興に大きな役割を果たしており、「生活のなかにスポーツの楽しみと活力があるまち」の実現に向け、施設の適切な管理と安定したサービスの提供に努めている。

指定管理については、3期目となる令和7年度から令和11年度の5年間の契約が新たに締結され、菊川市スポーツ協会グループが継続して受託者となっている。

引き続き、市民が参加したくなるような「遊び」「楽しみ」のあるスポーツ活動を推進し、スポーツを通じた健康づくり、仲間づくりが様々な世代に広がっていくことを期待したい。併せて、組織としての人材育成・確保に努めるとともに、体育施設・公園施設等の対応が必要な場合は迅速に対応し、所管課と協議のうえ計画的な安全管理を継続されたい。

(4) ふじのくにアウトドア 企業組合

ア 指定管理に関する協定

菊川市野外宿泊施設に係る管理運営に関する基本協定書

イ 令和6年度決算

収入合計	11,831,548円
(指定管理料	2,800,000円)
支出合計	10,657,665円
収支差額	1,173,883円

ウ 団体概要

指定管理者の「ふじのくにアウトドア企業組合」は、キャンプやバーベキュー（BBQ）などのアウトドア活動に精通した組合員で構成されている。

アウトドアを通じて、素晴らしい夢と豊かさを実現する支援をし、地域社会に貢献することを目的としている。

主な事業内容は、アウトドア事業における施設の企画・設計施工・事業計画、製品関連の運営サポート、人材育成・各種イベントの企画・運営など、アウトドア全般に携わっている。

エ 指定管理料

指定管理者1年目（期間：令和6年度から令和10年度までの5年間）で、指定管理料の総額は12,000千円である。

オ 事業内容

令和5年度まで地元の管理団体に運営を委託していた菊川市野外宿泊施設「火剣山キャンプ場」の指定管理事業を令和6年度より新たに受託した。

公の施設である火剣山キャンプ場を、より魅力ある施設として次の世代へ継承することを目的に施設の適切な維持管理と集客対策及び利用者の満足度向上に向けた対策に努めている。

施設の維持管理については、日常業務の中での施設の清掃・管理点検を徹底するとともに、定期業務として浄化槽・ローラースライダーの保守点検、周辺の草木の管理などを行った。

集客対策及び利用者の満足向上対策については、国内最大級のキャンプ場予約サイトへの登録や独自のホームページの作成、SNSの活用及び物販、キャンプ機材のレンタル、BBQの提案など、効果的な取組を次々に展開している。

これらの取組により、施設の利用件数は前年度比421.4%増の3,264件、利用者数は前年度比165.1%増の7,089人、利用料は前年度比403.0%増の8,209千円とそれぞれ大幅に増加しており、土曜日・休日前日はほぼ予約で埋まって

いる状況である。

自主事業については、アウトドア用品をはじめ、地元産品である「くずシャリシャリ」や「冷凍ブルーベリー」などの物販を行ったほか、BBQスペースやプライベートサイト、テントサウナ、キャンピングトレーラーなども設置するとともに、女性のソロキャンパーが集まる「女子キャン」及び「ジムニーミーティング」等のイベントを実施した。

収支の状況は、施設利用料収入が8,209千円、物販等の利用料以外の収入が822千円となり、指定管理料を含めた収入合計は11,832千円となった。一方、支出合計は10,658千円となり、収支差額は1,174千円の黒字となった。

カ 所見

指定管理料に係る出納その他の事務の執行は、法令等に沿って適正に行われているものと認められ、協定内容に即した事業執行がなされていた。

ふじのくにアウトドア企業組合は、指定管理者として令和6年度より菊川市野外宿泊施設「火剣山キャンプ場」を管理運営し、1年目にして予想を大きく超える利用者を集客し、経営収支も黒字を達成している。施設管理においても、整った施設や森に囲まれた豊かな自然環境を活かし、適正な管理に努めている。

自主事業においては、アウトドアの専門業者の集合体である企業組合の強みを活かし、物販の実施やBBQスペース、テントサウナ等の設置、女子キャン等のイベント実施など、利用者の満足度の向上に向けた取り組みを迅速に進めている。

引き続き、地元住民との連携・協力や地元特産物の活用を進めるとともに、平日における集客方策を企画・実践し、魅力ある「火剣山キャンプ場」を築き上げていかれることを期待したい。